

## 小樽市雪対策基本計画策定分科会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市雪対策基本計画策定懇話会の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき設置する小樽市雪対策基本計画策定分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、小樽市が策定する小樽市雪対策基本計画において、将来を見据えた雪対策の基本的な考え方を定めるため、地域住民との協働のあり方や役割分担等について、協議、検討及び意見交換を行うものとする。

### (組織)

第3条 分科会を構成する委員（以下「分科会委員」という。）は、小樽市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

2 分科会は、別表の分科会委員をもって組織する。

### (任期)

第4条 分科会委員の任期は、委嘱の日から小樽市雪対策基本計画の策定完了までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、小樽市建設部建設事業室長とする。

3 副会長は、小樽市建設部維持課長とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 分科会は、会長が招集し、会議の議長となり、会務を総理する。

2 分科会は、分科会委員の過半数の出席により開催する。

3 分科会の委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 前項の代理者は、分科会の委員とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に分科会委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報公開)

第7条 分科会は、公開を原則とする。ただし、特定の団体又は個人に関する情報であって、公にすることにより、当該団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下「非公開情報」という。）に触れるなど、会議を非公開にすべきであると分科会が認めたときは、非公開とすることができる。

2 懇話会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。

3 議事録については、第1項で規定する非公開情報を除き、概要を公開することができる。

(事務局)

第8条 分科会の庶務を処理するため、分科会に事務局を置く。

2 事務局は、小樽市建設部建設事業室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5月20日から施行する。